

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立年月日 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員 理事長1名、理事3名以内、監事2名以内
理事長 鈴木 芳夫(弁護士)
- 予算 資本金 1億9,304万円(国からの出資額)
交付金 34億9,685万円(平成29年度予算案)
- 業務内容
 1. 技能実習計画の認定
 2. 実習実施者や監理団体への実地検査
 3. 実習実施者の届出の受理
 4. 監理団体の許可に関する調査
 5. 技能実習生に対する相談・援助 等

組織体制（案）

